

農林水産商工常任委員会資料

(平成24年2月21日)

件名

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 平成23年取扱事件等の概要について | 1 |
| 2 | 県内労働関係機関による合同労働相談会等の実施について | 6 |

労働委員会事務局

平成23年取扱事件等の概要について

1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

事件番号	事件名 (申請者)	申立人	該当条項	請求内容	申立 年月日	終 結 年月日 〔区分〕	審査委員等
23年 (不) 1号	鳥取県厚生事業団 不当労働行為救済 申立事件	鳥取県 厚生事 業団職 員労働 組合	労 組 法 7 条 2 号 (団交拒否)	誠実団交	23.3.15	23.9.14 〔関与 和解〕	審査委員長 (公)河本 審査委員 (公)吉谷 (公)濱田 参与委員 (労)五十嵐 (労)本川 (使)宮城

<事件の概要>

申立人は、被申立人を行った団体交渉について、当該団体交渉における被申立人の対応が不誠実なものであり、労働組合法第7条第2号所定の不当労働行為に当たるとして救済申立が行われたものである。

<請求する救済内容>

- 1 申立人が被申立人に要求した従来の準職員に関する給料改善等に関する事項について、誠意を持って団体交渉に応じること。
- 2 申立人が被申立人に要求した調理員正職員の退職に伴う正職員補充等に関する事項について、誠意を持って団体交渉に応じること。
- 3 申立人が被申立人に要求した人事異動に関する配慮に関する事項について、確認書を作成し、誠実に団体交渉に応じること。
- 4 謝罪文の提出及び掲示。

<審査経過の概要>

審査計画策定等の調査を3回、証人尋問等の審問を2回行い、8月4日に結審した。
結審後、和解のための委員調査(4回)を行い、申立人及び被申立人に対し和解勧誘を行ったところ、双方の歩み寄りが図られ、9月14日に当事者間において和解が成立した。
同日、当事者双方から和解認定の申立てがなされ、労働委員会が、当該和解内容について、当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当であると認定し、本事件は終結した。

<主な和解内容>

当事者双方は、労働協約全般について見直し、改定に向けて精力的に団体交渉を行うこと。

2 労働争議調整事件の取扱状況

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	開始 月日	終結 月日 [区分]	調整 回数	調整員
23年 (調) 1号	A争議 (A労働組合)	あっせん	7.20	団体交渉の促進	9.5	9.29 [解決]	2回	(公)太田 (労)五十嵐 (使)江尻
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 労働組合（申請者）が使用者（被申請者）に再三にわたって団体交渉の開催を申し入れたが、団体交渉が開催されないため、団体交渉の促進を調整事項としてあっせんで申請したもの。</p> <p><主な主張点></p> <p>○ 労働組合側： 労働組合は、再三にわたって団体交渉の開催を申し入れたが、使用者（会社）は団体交渉に応じない。</p> <p>○ 使用者側： 団体交渉の日程調整を行っているものであり、団体交渉は行う予定である。</p> <p><事件の経過></p> <p>○ あっせん申請後に、労使当事者間において団体交渉を2回開催した。</p> <p>○ 9月10日 第1回あっせん あっせん申請後の団体交渉の経過等について、労使双方から聴取した。</p> <p>○ 9月29日 第2回あっせん 労使双方から意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、団体交渉の方法についてあっせん案を提示したところ、双方受諾し事件は解決した。</p>								

3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 平成23年取扱分

事件番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打ち切り理由等
22年 (個) 17号	労働者	パワハラ・セクハラ に対する慰謝料請求 ほか	H22. 8.25	3.31	打ち切り (219日)	—	申請者があっせ んを希望しない 旨表明したため
22年 (個) 22号	労働者	解雇理由の説明並び に慰謝料及び休業補 償の請求ほか	H22 12.2	1.16	解決 (46日)	1回	解決金を支払う こと等で合意
23年 (個) 1号	労働者	離職理由の変更及び 雇用保険の給付制限 期間に係る生活補償	1.17	2.9	解決 (24日)	1回	解決金を支払う こと等で合意
23年 (個) 2号	労働者	退職に関する話し合い	2.3	2.28	解決 (26日)	2回	解決金を支払う こと等で合意

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
23年(個)3号	労働者	年次有給休暇及び傷病手当金の補償に関する話合い	3.10	4.9	打切り(31日)	1回	申請者と被申請者の主張の隔たりが大きいため
23年(個)4号	労働者	傷病等に対する損害賠償請求	4.4	6.3	打切り(61日)	1回	被申請者があっせん案を受諾しなかったため
23年(個)5号	労働者	解雇の撤回	5.6	9.21	解決(139日)	3回	解決金を支払うこと等で合意
23年(個)6号	労働者	職場環境の改善	5.30	8.5	解決(68日)	3回	職場環境の改善等で合意
23年(個)7号	労働者	職場環境の改善	5.30	6.21	取下げ(23日)	—	あっせん手続外で職場環境改善が実現したため
23年(個)8号	労働者	未払賃金の請求及び退職に関する話合い	6.28	8.18	解決(52日)	—	実情調査を契機に自主的交渉が促進されたため
23年(個)9号	労働者	雇止めの撤回	6.30	7.29	取下げ(30日)	—	申請者があっせんを希望しない旨表明したため
23年(個)10号	労働者	採用内定の取消しに対する補償	7.1	8.28	解決(59日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
23年(個)11号	労働者	休職に関する話合い	7.11	8.5	解決(26日)	3回	休職及び復職の条件等で合意
23年(個)12号	労働者	休業補償の請求ほか	7.19	9.20	解決(64日)	2回	解決金を支払うこと等で合意
23年(個)13号	労働者	賞与の請求	7.27	8.19	解決(24日)	—	実情調査を契機に自主的交渉が促進されたため
23年(個)14号	労働者	解雇の撤回	7.29	8.27	解決(30日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
23年(個)15号	労働者	休職に関する話合い	9.9	10.5	取下げ(27日)	—	あっせん手続外で合意に達したため
23年(個)16号	労働者	解雇の撤回	9.20	10.28	解決(39日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
23年(個)17号	労働者	退職に関する話合い	9.30	11.4	打切り(36日)	2回	被申請者があっせん案を受諾しなかったため
23年(個)18号	労働者	退職金の請求	10.4	12.21	解決(79日)	2回	あっせんを契機に自主的交渉が促進されたため

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
23年 (個) 19号	労働者	退職の撤回及び休職に関する話合い	10.27	—	—	—	次年繰越
23年 (個) 20号	労働者	解雇の撤回	11.1	11.8	取下げ (8日)	—	あっせん手続外で合意に達したため
23年 (個) 21号	労働者	退職に関する話合い	11.7	12.16	解決 (23日)	1回	会社都合退職等で合意
23年 (個) 22号	労働者	勤務日数の確保及び未払賃金の請求	11.8	12.16	解決 (39日)	2回	解決金を支払うこと等で合意
23年 (個) 23号	労働者	解雇に伴う損害賠償請求及び謝罪	12.14	—	—	—	次年繰越

(2) 平成23年取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
44	23	7	8	6	0
件数 (実数集計) [件]	処理状況 (実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
25	16	3	4	0	2

平均処理日数	51.0日
解決率	80.0%

※平均処理日数は終結分の数字である。

※平成22年(個)第17号事件を除く平均処理日数は43.4日である。

※解決率… (解決) ÷ {(解決) + (打切り)}

4 平成23年の個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

件数 (重複集計) [件]	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
470	124	81	138	73	54
件数 (実数集計) [件]	対応状況 (実数集計) [回]				
	あっせん 制度説明	助言	法令説明	他機関紹介	
274	32	191	19	32	

5 取扱事件数等の推移

区分		年					
		18年	19年	20年	21年	22年	23年
不当労働行為救済申立 (係属)		1	0	0	0	0	1
労働争議調整 (新規受付)		3	2	3	3	1	1
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		17 (全国1位)	19 (全国3位)	19 (全国7位)	34 (全国4位)	22 (全国6位)	23 (一)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	43	71	105	116	148	274
	重複	54	82	132	135	208	470

区分		年		対前年 同期比
		22年	23年	
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		22	23	104.5%
個別労働関係紛争 労働相談	実数	148	274	185.1%
	重複	208	470	226.0%

県内労働関係機関による合同労働相談会等の実施について

1 目 的

毎年、年度末には、離職や配転、労働条件の変更等により、労働者と使用者との間で労働に関する紛争（トラブル）が生じることが懸念される。これらの紛争を未然に防止するため、県内労働関係機関が県内3箇所で一斉に合同相談会を実施し、併せて「個別労働関係紛争処理制度」の一層の利用促進を図るための街頭PR活動を実施するもの。

2 実施主体

○鳥取県

労使ネットとっとり（鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター）

みなくる（鳥取県中小企業労働相談所）

○法テラス鳥取（日本司法支援センター鳥取地方事務所）

○鳥取労働局

○社労士会労働紛争解決センター鳥取（鳥取県社会保険労務士会）

3 実施内容

(1) 街頭PR

ア 実施期日

平成24年3月3日（土）午前11時30分から午後1時30分まで

イ 実施方法

県内労働関係機関が合同で、東部・中部・西部地区一斉に、大規模集客施設において、3月11日の合同労働相談会及び個別労働関係紛争処理制度のPR（リーフレット、ポケットティッシュ配布等）を実施

地 区	場 所	備 考
東 部	イオン鳥取北ショッピングセンター	トッキーノの参加
中 部	パープルタウン	
西 部	イオン米子駅前店	トッキーノの参加

(2) 合同労働相談会

ア 実施期日

平成24年3月11日（日）午前10時から午後3時まで

イ 実施場所

東部・中部・西部地区一斉に、合同労働相談会を開催

地 区	会 場
東 部	県民ふれあい会館（鳥取市扇町21）
中 部	倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町212-5）
西 部	米子コンベンションセンター（米子市末広町294）

ウ 相談対応者

鳥取県労働委員会委員
労働・雇用相談員
弁護士
労働紛争調整官
社会保険労務士 等

エ 実施方法

(ア) 対象者

労働者、事業主いずれの相談も可能。
(事前の相談予約可能、当日受付は先着順)

(イ) 相談内容

解雇、雇止め、賃金未払い、サービス残業、労働時間、有給休暇、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、職場のいじめなど労働問題全般
(募集及び採用等のいわゆる就職に関する事項は除く)

オ 問合せ先

労使ネットとっとり (鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター)
鳥取市東町1丁目271 県庁第二庁舎7階 鳥取県労働委員会事務局内
電話 0120-77-6010 (ろうどう) (鳥取県内フリーダイヤル)
090-7778-2109 [相談会当日の問合せ先]

4 周知方策

- (1) 県政だより及び市町村広報誌
- (2) 案内チラシ
- (3) フリーペーパー広告
労使ネットとっとり及び日曜合同労働相談会をPR
- (4) 各労働関係機関のホームページ等